

島根県企業局源流保全支援事業（植栽事業）委託実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、森林の持つ水源涵養機能を向上させることで、水力発電事業や水道事業に必要な水を安定的に確保するとともに、県民への水の大切さについて啓発することを目的とした源流地域保全支援事業（以下「植栽事業」という。）の委託を行うに当たり、必要な事項を定める。

（植栽事業の内容）

第 2 条 植栽事業は、地域住民（団体）や地元小中学生等と連携して実施する次の事業とする。

- （１）植栽場所の調査・決定
 - （２）植栽場所の地拵え及び植栽の実施準備
 - （３）植栽の実施
 - （４）植栽後の管理（草刈り、支柱の管理等）
- 2 植栽場所は原則として、委託期間完了後も受託団体又は地元等により適正な管理が可能な場所とし、概ね 500 m²以上とする。
- 3 植栽する樹種及び本数は、植栽場所及び面積に適した樹種及び本数とする。

（植栽事業の委託先）

第 3 条 委託先は、第 2 条に規定する事業を確実に遂行できると見込まれる県内の N P O 法人等の団体（以下「受託者」という。）とする。

（植栽事業の実施期間）

第 4 条 受託者は、特段の理由がある場合を除き、植栽事業を受託した年度の 3 月 20 日までに事業を完了するものとする。

（委託費の内容及び金額）

第 5 条 委託費の内容は植栽事業の実施に要する次の経費とする。

- （１）資材費（苗木代、肥料代、標柱等製作費等）
 - （２）労務費（日当、謝金、交通費等）
 - （３）その他諸経費（通信費、消耗品費等）
- 2 委託金額は、1 受託者あたり年間 50 万円（消費税及び地方消費税を含む）を限度額とする。

(受託の申請)

第6条 知事は、必要と認める時期に植栽事業に関する募集を行うものとする。

2 受託を希望する団体（以下「申請者」という。）は、島根県企業局源流地域保全支援事業（植栽事業）受託申請書（別紙様式第1号）を前項の募集において定められている期日までに知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 団体概要書（別紙様式2号）

(2) 島根県企業局源流地域保全支援事業（植栽事業）実施計画書
(別紙様式3号)

(3) 見積書（様式は任意）

(4) 植栽実施予定箇所の地図及び現況が分かる写真

(5) その他知事が必要と認める書類

(委託の決定)

第7条 知事は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、業務委託を決定し申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたって、別表に定める条件を付すものとする。

(完了報告)

第8条 受託者は、植栽事業が完了したときは、すみやかに事業完了報告書（別紙様式第4号）を提出しなければならない。

(委託費の支払い)

第9条 知事は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは受託者の請求により委託費を支払うものとする。

2 知事は、植栽事業の円滑な遂行のため必要があると認めたときは、委託費の70%に相当する金額の範囲内で前金払いをすることができるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

- 1 この事業は、島根県企業局が実施する植栽事業であることを、主催又は共催として明示すること。
- 2 植栽箇所は、土地所有者及び地域等の了解のもと、委託事業終了以降も植栽苗等の適正な管理が可能な場所を選定すること。
- 3 その他知事が必要と認める条件